

松山市懲戒処分基準（コンプライアンス条例・倫理規則違反関係）

違反行為	標準例
(1) 条例第11条第1項又は規則第12条の規定に違反して贈与等報告書を提出しないこと又は虚偽の贈与等報告書を提出すること。	減給、戒告
(2) 規則第4条第1項第1号の規定に違反して利害関係者から金銭又は物品、不動産等の有価物の贈与を受けること。（第16号に掲げるものを除く。）	免職、停職、減給、戒告
(3) 規則第4条第1項第2号の規定に違反して利害関係者から金銭の貸付けを受けること。	減給、戒告
(4) 規則第4条第1項第3号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品、不動産等有価物の貸付けを受けること。（第16号に掲げるものを除く。）	停職、減給、戒告
(5) 規則第4条第1項第4号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。（第16号に掲げるものを除く。）	免職、停職、減給、戒告
(6) 規則第4条第1項第5号の規定に違反して利害関係者から未公開株式を譲り受けること。	停職、減給
(7) 規則第4条第1項第6号の規定に違反して利害関係者から私的利益のために有利な情報の提供を受けること。	減給、戒告
(8) 規則第4条第1項第7号の規定に違反して利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けること。	減給、戒告
(9) 規則第4条第1項第7号の規定に違反して遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。	減給、戒告
(10) 規則第4条第1項第7号の規定に違反して旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に旅行をすること。	停職、減給、戒告
(11) 規則第4条第1項第8号の規定に違反して利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。（第9号に掲げるものを除く。）	戒告
(12) 規則第4条第1項第9号の規定に違反して利害関係者と共に旅行をすること。（第10号に掲げるものを除く。）	戒告
(13) 規則第4条第1項第10号の規定に違反して利害関係者を保証人とする金銭の借入れ又は不動産の賃借等を行うこと。	戒告
(14) 規則第4条第1項第11号の規定に違反して、利害関係者をして、第三者に対し同項第1項から第10項までに掲げる行為をさせること。	第2項から前項までの左欄に掲げる違反行為に応じ当該各号の右欄に掲げる懲戒処分の種類に準じて、免職、停職、減給又は戒告
(15) 規則第4条第2項第8号の規定に違反して倫理監督者の許可を得ずに利害関係者と共に自己の費用を負担してゴルフをすること。	戒告
(16) 規則第6条第1項の規定に違反して利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること。	減給、戒告

(17)	規則第6条第2項の規定に違反して自己が行った物品、不動産等有価物の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払わせること。	免職、停職、減給
(18)	規則第6条第2項の規定に違反して自己が行った物品、不動産等有価物の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にその者の負担として支払わせること。	減給、戒告
(19)	規則第7条第1項の規定に違反して他の職員が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受すること。	免職、停職、減給、戒告
(20)	規則第7条第2項の規定に違反して職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員が条例若しくはこの規則に違反する行為があると思われる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいすること。	停職、減給、戒告
(21)	規則第7条第3項の規定に違反して自らが管理し又は監督する職員が条例又は規則に違反する行為を行った疑いがあると思われる事実を黙認すること。	停職、減給
(22)	規則第8条の規定に違反して自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において倫理監督者への届出を行わないこと又は虚偽の届出を行うこと。	減給、戒告
(23)	規則第9条の規定に違反して倫理監督者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行うこと。	減給、戒告
(24)	第1号から前号に掲げるものに該当し部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、倫理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合	減給、戒告

具体的な量定の決定に当たっては、

- ① 違反行為の態様
- ② 違反行為を行った職員の職責
- ③ 公務内外に与える影響
- ④ 過去の違反行為の有無
- ⑤ 倫理監督者の指導等の状況

のほか、適宜、日頃の勤務態度等を含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。

事案によっては、標準的な懲戒処分に掲げる量定以外とすることもありうる。